

令和元年度

情報公開制度、個人情報保護制度等の運用状況について

瑞穂市情報公開条例（平成15年瑞穂市条例第8号）第36条、瑞穂市個人情報保護条例（平成15年瑞穂市条例第137号）第44条及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第1号）第19条の規定により次のとおり公表します。

< 情報公開制度 >

◆ 請求件数及び決定状況

実施機関	請求件数	決定状況		
		公開	一部公開	非公開
市長	21	6	11	4
教育委員会	4	1	3	—
議会	2	—	2	—
その他委員会	0	—	—	—
合計	27	7	16	4

◆ 請求内容

- 公園に関する資料
- 入札契約に関する資料
- 補助金に関する資料
- ハラスメントに関する資料
- 税に関する資料
- 道路に関する資料 など

◆ 審査請求件数及び処理状況 0件

<個人情報保護制度>

◆開示請求件数及び開示決定状況

実施機関	開示 請求件数	開示決定状況		
		開示	部分開示	非開示
市長	8	5	3	—
教育委員会	0	—	—	—
議会	0	—	—	—
その他委員会	0	—	—	—
合計	8	5	3	—

◆請求内容

○検診結果に関する資料 など

◆訂正請求件数及び訂正決定状況 0件

◆利用停止請求件数及び利用停止決定状況 0件

◆審査請求件数及び処理状況 0件

< 公益通報制度 >

◆ 通知件数

実施機関	委員会から通知を受けた件数
市長	0
教育委員会	0
議会	0
その他委員会	0
合計	0

< 不当要求行為等対処制度 >

◆ 通知件数

実施機関	委員会から通知を受けた件数
市長	1
教育委員会	1
議会	0
その他委員会	0
合計	2

◆ 通知内容及び措置の概要

主な通知内容	主な措置内容
市長…飛散しているカラー舗装の破片に伴う損害として市に対して金品を請求した行為は、不当要求行為等に該当しない。	市長…なし
教育委員会…相手の人格を損なうような言葉で一方向的に事業の変更や中止を要求し、面会時間は長時間にわたり、時間を区切り退去を促しても帰らなかった行為は、不当要求行為等に該当する。	教育委員会…行為者に対して文書で警告を行った。